## 3-1 課 税 状 況

## (1) 課税状況の累年比較

(1) 踩柷扒优切系	十九权												
	源泉微収税額												
年 分	利子所得等		特定口座内保 管上場株式等 の譲渡所得等	給 与 所 得	退職所得	報酬·料金 等 所 得	非 居 住 者 等 所 得	合 計					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
平成19年分	382, 438, 218	1, 778, 782, 524	93, 330, 384	4, 313, 701, 984	131, 594, 209	748, 795, 265	321, 474, 204	7, 770, 116, 786					
平成20年分	537, 675, 489	1, 449, 284, 176	23, 354, 016	4, 323, 820, 378	124, 472, 451	735, 486, 922	277, 746, 964	7, 471, 840, 395					
平成21年分	418, 574, 933	1, 043, 385, 705	27, 836, 499	3, 835, 458, 669	126, 274, 089	727, 534, 237	205, 831, 773	6, 384, 895, 903					
平成22年分	330, 190, 460	1, 109, 889, 380	24, 249, 762	3, 778, 466, 403	106, 608, 522	731, 316, 220	243, 223, 132	6, 323, 943, 877					
平成23年分	288, 554, 761	1, 086, 846, 455	21, 550, 495	3, 973, 245, 529	110, 493, 043	789, 150, 502	237, 721, 406	6, 507, 562, 197					

調査対象等: この表は、各年分の源泉所得税について、その年の2月から翌年の1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び税 務署長が行った納税告知に係る税額を示したものである。

## (2) 加算税の状況

区	分	利子所得等	配当所得	給 与 所 得	退職所得		非 居 住 者 等 所 得	合 計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
不納付加算	章 税	28, 905	225, 639	3, 476, 597	32, 375	378, 150	339, 901	4, 481, 568
重加算	税	-	-	401, 779	732	11, 314	8, 128	421, 951
合	計	28, 905	225, 639	3, 878, 377	33, 107	389, 464	348, 027	4, 903, 519

調査対象等:平成23年分の加算税の徴収決定額を示したものである。

## 3-2 源泉徴収義務者数

源泉徴収義務者数の累年比較

_1	小小以外人我们	日奴り糸十九里	X													
4	年 分	利子所得等	配	当 彦	「 得	特定口座内保 管上場株式等 の譲渡所得等	給	与	所	得	報酬等	· 所		非等	住 听	者得
		件			件	件				件			件			件
	平成19年分	11, 586		40	, 121	1,863		1,0	)47,	374		874	4, 615		14,	740
I	平成20年分	12, 543		40	, 541	1,857		1,0	29,	820		863	3, 005		14,	631
I	平成21年分	11, 066		38	, 849	1, 951		1, 0	14,	484		847	7, 932		14,	229
I	平成22年分	10, 032		37	, 599	2, 303		9	97,	417		837	7, 113		14,	191
	平成23年分	8, 953		37	, 309	2, 417		9	87,	925		826	6, 628		14,	769

調査時点: 翌年6月30日現在

用語の説明: 「源泉徴収義務者」とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。